

UAゼンセン共済情報

全部で9つの共済を準備!



申し込みは組合経由です
 まずはノテユニオンまで
 ご問い合わせを!

カーライフを応援する、頼れる補償
マイカー共済
 自動車総合補償共済

まずはお見積りを!



メーデーに参加しました。

令和5年5月1日(月)に大通り公園にてメーデーが行われました。メーデーの起源は、アメリカのシカゴで、起きた1886年の事件に遡ります。当時、労働者たちは、長時間労働と劣悪な労働条件に苦しんでおり、8時間労働を求める大規模なストライキを5月1日に行いました。このストライキで労働者たちは、「第1の8時間は仕事のために、第2の8時間は休息のために、そして最後の8時間は俺たちの好きなことのために」というスローガンを掲げ、その要求を訴え続けました。このストライキは当初は成功せず、労働者たちは犠牲を払いながらも闘い続けました。彼らの闘争は後に世界に広がり、労働者の権利と労働条件の改善を求める国際的な運動となりました。そして、メーデーは労働者の日として定着し、各国で毎年5月1日に行われるようになりました。新型コロナウイルスの影響もあり、3年ぶりの集合開催となりました。大通り公園で行われた集会や行進は、労働組合が団結し、要求や訴えを表明する重要なイベントとなりました。シユプレヒコールという集団で同じ言葉を繰り返して唱和し、観衆に訴えかける手段を使い、行進しました。初めて顔を合わせる労働組合同士が、1つの塊として、行進する姿は、迫力を感じました。



当日の全道メーデーの様子。
 様々な組合が参加し、賑わっていました。

組合の役員研修に参加しました。

令和5年5月12日(金)〜15日(月)までの3泊4日で岡山県にある、UAゼンセンの教育施設、通称友愛の丘にて研修が行われました。山間の自然豊かな場所で、研修するにはとても良い環境でありました。敷地内には、過去の労働組合の活動の軌跡が残された資料館や記念碑などもありました。今回の研修では、労働組合についての広範な知識、UAゼンセンの取り組み、組合役員としての心得などについて学ぶ事ができました。ここでは、恥をかくことを恐れずに先頭に立ち、みんなを引っ張っていけという意味の「良きリーダーは恥をかけ」を目標に行動していました。研修では、研修の心構えでもある「三訓五戒」、「1分間スピーチ」など受講者全員の前で、声を出す機会がありました。また、何事にもキビキビと行動することも求められました。最初は、緊張や恥ずかしさから声や動きに戸惑いがありましたが、研修が進むにつれて、段々と自信を持って声を出し、行動することができるようになってきました。講義の中では、労働組合のメリットとして、「会社と対等な立場で賃金や労働条件の改善を求めることができる」「労働者に対する不当な扱いや差別に対抗することができる」「会社に対して、現場の意見を会社に伝える機会がある」などがあげられておりました。これらのメリットは、組合員(労働者)の利益の為に存在しているという考え方が根底にあります。また、組合活動は1人で行っても全く力を発揮することができず、より多くの組合員が参加することで、最大の効果が得られるという事も強調されていました。友愛の丘にある石碑に「運動にとって一人の百歩より、百人の百歩より、一人の百歩より、百人の百歩より、より大切だ」と刻まれています。組合活動とは、リーダーが1人で行うのではなく、1人でも多くの組合員が参加して一丸となる事が重要であると私自身感じました。執行部が中心となり、1人でも多くの組合員に理解してもらえ、参加してもらえらる組合活動を展開していきたいと思えました。



ノテユニオン共済制度

組合員の皆様、ノテユニオンの福利厚生の一環として行われているノテユニオンの共済制度はご存じですか?結婚・出産時、各種資格の取得時、病気や怪我による休業時、親の死亡時などの様々な場面で申請を行うことで、見舞金や祝金などの支給を受けることができる制度です。申請は、個人で行うものであり、詳細については、各事業所に配布されている「ノテユニオン福利厚生ハンドブック」やノテユニオンの公式ホームページで確認することができます。申請の種類によって、必要な添付書類が異なりますのでご注意ください。また、職場集会補助金の申請も再開されており、既に一部の事業所で利用されており、この申請は、事業所単位、各部署単位でのご利用となりますので、ぜひ活用して下さい。申請書作成のフローチャートも用意しておりますので、職場の執行部や職場委員に確認して下さい。

ノテユニオン共済制度利用報告

・慶事祝金給付申請	7名
・弔慰金給付申請	8名
・休業見舞金給付申請	8名
・資格取得祝金申請	30名
・保養施設宿泊補助金給付申請	2名
・レジャー共済補助金申請	1名
・日本語能力試験合格祝金申請	1名

お忘れではありませんか??
 各種資格取得時には、祝金の給付があります!
 今年、資格を取得された方は、お早めの届出を お願いします!
 ※受験時に組合員の方が対象です